

『指導救命士としての取組みについて』

	都道府県名	京都府
	所 属	福知山市消防本部 福知山消防署
	氏 名	澤田 晴彦
現在、検討中	職名・階級	救急担当課長・消防司令
	指導救命士養成研修 受 講 時 期	平成26年度 指導救命士養成研修 第2期 修了

【消防本部での取組み】

・派遣型救急ワークステーションの運用について

救急救命士をはじめとする救急隊員の病院実習・研修などの生涯教育体制の確立および早期医療介入を図ることを目的として、平成26年11月から派遣型救急ワークステーションを試行運用し、平成27年4月から本格運用を開始しました。運用を開始して4年となりますが、地域救命救急センターの医療スタッフと院内および救急現場において連携することにより、傷病者への対応・観察・処置等の知識およびスキルは着実に向上しております。

・指導救命士同乗指導について

救急救命士をはじめとする救急隊員から、現場活動の振り返りの中で、それぞれに悩みや現場判断での戸惑い等を聞かされることから、各救急隊がどのような活動をしているのか、私自身の目で確認することが重要であると判断しました。

所属の協力により毎日勤務の中で、不定期ではありますが、各署の救急隊に同乗し、救急隊への指導・助言を行っております。

・特別警防訓練（救急隊員訓練）について

当本部内で救急隊を対象とし実施している特別警防訓練（救急隊員訓練）を、平成30年には、京都府北部5消防本部（京丹後市消防本部・宮津与謝消防組合消防本部・舞鶴市消防本部・綾部市消防本部・本市）合同で各本部の指導救命士を訓練担当者として、訓練立案等を協議し4ブース（内因性・外因性・集団救急・CPA）のラリー形式として訓練を実施しました。想定内容については、MC 検証医師に事前確認を依頼し、医学的な裏付けを確保したうえで指導にあたりました。

他市消防本部の活動を見ること、またチームを組み活動を共にすることで、新たな気付き・学びを得ており、近隣消防との連携強化を図る上でも有意義な取組みであり、指導救命士の活躍の場として今後も継続したいと考えております。



【地域 MC 協議会での取組み】

・救急救命士再教育実施要領の改正について

中丹メディカルコントロール協議会（舞鶴市・綾部市・福知山市）において運用している、救急救命士再教育実施要領を「救急救命士の資格を有する救急隊員の再教育について」に基づき改正し、指導救命士が日常的な教育に関わることを明確にして各消防本部の指導救命士の指導により救急救命士等の再教育が補えるよう、教育体制の充実を図りました。

【京都府高度救急業務推進協議会】

・京都府高度救急業務推進協議会指導救命士認定要領の策定について

京都府における指導救命士の認定については、京都府高度救急業務推進協議会事務局（京都府 MC）が主体となり、指導救命士養成研修了者および地域 MC 検証医師が策定に携わり、京都府高度救急業務推進協議会指導救命士認定要領が作成され、平成 29 年 8 月から認定が開始されました。

・メディカルコントロール研修の開催について

京都府消防長会救急部会事務局の運営に携わり救急救命士を対象とした、救急業務高度化研修会を毎年開催しております。救急救命士制度発足以降、処置内容も段階的に拡大され救命処置等のプロトコルも複雑・多様化する中で指示センターに派遣される指示医師、救急救命士等による意見交換等を進め、より連携を密にした

高度な指示体制を構築することを目的として平成29年からは、メディカルコントロール研修を開催しております。京都府内15消防(局)本部は、統一の救急業務プロトコルを運用しており、グループワークによりお互いの理解を深めることで、効果的な研修が実施されています。

【今後の展望と課題】

・指導救命士養成研修修了後の取組みは前述のとおりで、消防本部での教育および各機関との連携により、救急救命士の底上げを図っているところですが、一番の課題は、現場で通用する救急救命士をいかに育成するか、これに尽きます。知識・技術はもちろん必要であるが、高度処置のみにとらわれることなく、思いやりのある人に優しい救急救命士、それらを市民は期待しているのではないかと思います。